



発行 新潟県

第10号

令和5年2月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 114 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 115 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 116 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 117 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 118 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 119 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)

公 告

特定調達契約の落札者等(財務課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

人事委員会規則

6-1900 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和5年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
カワチ薬局 長岡七日町店	長岡市福山町395-1	精神通院医療	令和5年2月1日
ひかり薬局	上越市板倉区針940番地1 ア ランパルク 1F B号	精神通院医療	令和5年2月1日
訪問看護ステーション アイビー 燕	燕市小高7083 エクセランプラ ース D102号	精神通院医療	令和5年2月1日

◎新潟県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和5年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
大山薬局三交店	上越市新光町3-11-17	精神通院医療	令和5年2月1日
ミツワ薬局	長岡市三和2-3-3	精神通院医療	令和5年2月1日
ウエルシア薬局上越下門前町店	上越市下門前1653	精神通院医療	令和5年2月1日

◎新潟県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年2月7日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
もりの調剤薬局 栃尾店	長岡市新栄町3-3-36	精神通院医療	令和4年11月30日
カワチ薬局 長岡店	長岡市喜多町字鑑潟755	精神通院医療	令和5年1月1日
ひかり薬局	上越市板倉区針940-1 アランパルク1F B号	精神通院医療	令和5年2月1日

◎新潟県告示第117号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年2月7日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南魚沼市大桑原398番1	田	697
南魚沼市大桑原399番1	田	673
南魚沼市大桑原400番1	田	685
南魚沼市大桑原403番1	田	568

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稲	令和5年6月	5年	129,125円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第3号（令和5年1月13日発行）で告示したが、令和5年1月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他
機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第118号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
上越市吉川区伯母ヶ沢不ヶ下461-1	田	617
上越市吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪497	田	90
上越市吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪500-1	田	972
上越市吉川区伯母ヶ沢壺ノ窪502	田	419
上越市吉川区伯母ヶ沢向田上869-1	田	351
上越市吉川区伯母ヶ沢向田上870	田	1,630

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻	令和5年5月	5年	10,135円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2
- 4 農地の所有者等の情報
新潟県報 定期第3号（令和5年1月13日発行）で告示したが、令和5年1月27日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者は新潟地方法務局上越支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他
機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、柏崎市及び刈羽郡刈羽村の一部を受益地域とする県営鯖石川下流地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年2月8日から令和5年3月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所及び刈羽郡刈羽村役場
- 4 その他
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
校務用パソコンデータ消去業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
教育庁財務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和5年1月12日(木)
- 4 落札者の氏名及び住所
日本システムケア株式会社
東京都品川区東品川二丁目3番12号
- 5 落札価格
8,109,411円
- 6 契約方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年12月2日(金)
- 8 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、L S A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令大372号)の適用を受けるものである。

令和5年2月7日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

L S A重油 単価契約 年間約600,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院（地下貯蔵タンク）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年3月20日（月）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年3月23日（木）午前9時00分

新潟県立十日町病院 1階 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and scheduled quantity of the products to be purchased:

Fuel oil (JIS K2205 Class 1, No.1), 600,000 ㍓

(2) Deadline for bid participant applications :

3:00P.M. March 20, 2023

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. March 23, 2023

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration,

Niigata Prefectural Tokamachi Hospital

*address:

32-9 Minami 3-chome, Takada-cho, Tokamachi-City, Niigata, JAPAN

〒948-0065

TEL 025-757-5566

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月7日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1900号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分			別表第1（第2条、第3条関係） 特地勤務手当級別区分		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
(略)	(略)	1級地	(略)	(略)	1級地
上越市	(略) <u>上越警察署牧駐在所</u>		上越市	(略) <u>上越警察署柳島駐在所</u> <u>上越警察署桜滝駐在所</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和5年2月15日から施行する。